



島根県報

平成27年12月4日（金）

号外 第191号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

告 示

島根県告示第789号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成27年12月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町伊後 ハウノ木畑1090番1地 先から同町伊後田代 1065番1地先まで	前	A	メートル 7.00～ 27.00	メートル 350.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 一部町道移管
				B	11.00～ 90.00	300.00	
			後	B	11.00～ 93.00	300.00	
"	"	隠岐郡隠岐の島町伊後 田代1065番1地先から 同町山田畑797番2地 先まで	前	A	6.00～ 9.00	162.00	左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 トリプルウェイ解消 町道移管
				B	6.00～ 45.00	4,920.00	
			後	C	9.00～ 70.00	3,440.00	
"	"	隠岐郡隠岐の島町山田 畑797番2地先から同町 山田中田375番地先まで	前	A	6.00～ 28.00	460.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
				B	10.00～ 25.00	416.00	
			後	B	10.00～ 25.00	416.00	
"	"	隠岐郡隠岐の島町山田 中田375番地先から同町 山田向下111番1地先まで	前	A	6.00～ 8.00	295.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消
				B	12.00～ 36.00	350.00	

隠岐支庁県土整備局

			後 B	12.00～ 36.00	350.00		町道移管
県 道	安来木次線	安来市広瀬町奥田原196番1地先から同242番9地先まで	前 A	3.50～ 8.00	615.00	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
			B	9.00～ 39.00	595.00		
			後 B	9.00～ 39.00	595.00		
〃	布部安来線	安来市広瀬町宇波1859番16地先から同1851番1地先まで	前 A	3.50～ 5.90	625.00	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
			B	8.00～ 39.00	380.00		
			後 B	8.00～ 44.00	380.00		
〃	米子広瀬線	安来市大塚町299番地先から同市清瀬町196番2地先まで	前 A	2.10～ 12.50	265.00	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
		安来市大塚町299番地先から同市清瀬町198番4地先まで	B	6.50～ 51.00	276.50		
			後 B	6.50～ 51.00	276.50		